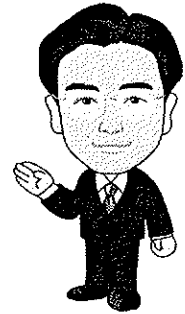


年末調整の準備はお早めに

今年も年末調整の時期となりました。
年末調整は、給与を受ける1人1人について、すでに徴収した源泉税額と1年の給与総額に対して算出される年税額との過不足を清算する手続きで、源泉徴収の総決算ともいべきものです。とても大切な手続きですので、必要な資料の回収など、手続きの準備は早めに行いましょう！



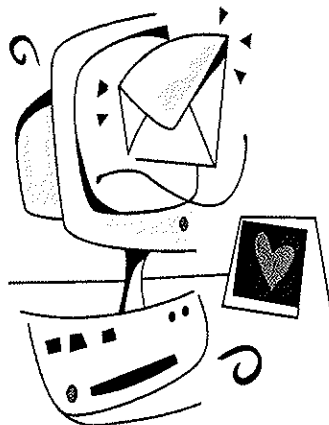
昨年と比べて変わった点

平成23年分より適用される主なものとして、扶養控除の見直しが行われました。

- ① 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、扶養控除の対象が年齢16歳以上の扶養親族とすることとされました。
- ② 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。
これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。

その他の改正点など、詳しくは弊社担当者へお尋ねください。

経営に役立つメールマガジン



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、

mm@nagatakei.co.jp

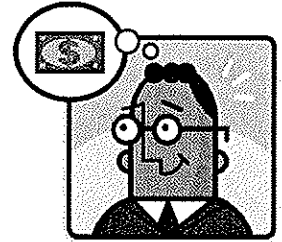
宛に空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。

備えあれば憂いなし！相続対策のポイント

ようやく新首相が決まったものの、混迷を深める日本の経済情勢。
自分の財産は自分で守る姿勢がますます重要になりそうです。

将来の相続に備えた準備も始めましょう！



目指すは「円満相続」

『相続対策』と聞くと、「相続税の節税」を思い浮かべる方が多いのでは？
じつはこれは大きな間違い。「節税」は相続対策のほんの一端に過ぎません。
相続対策の真の目的は、
遺された家族が円満に、安心して生活できるよう“ところを配る”こと。
そのためには、下記の3つの観点から対策を進めることが大切です。

★ モメない対策

“争続”にならぬよう、財産を分けやすく！

★ 相続税節税対策

引き継ぐ人の相続税負担を軽くする！

★ 納税・分与資金対策

納税資金など“オカネ”で苦労させない



相続対策を始めるのに、早すぎることはありません。
相続間近になってできる対策には限界があるため、
“思い立ったが吉日！”です。
まずは、現状把握が第一歩。ざっと財産を洗い出し
相続税を試算してみましょう。

税制は年々複雑になり、思わぬ落とし穴も多いもの。
財産評価と相続税の試算、具体的な対策の立案は
是非、弊社へご相談ください。

